

平成 28 年 第 2 回

# 高森町議会 6 月定例会会議録

平成 28 年 6 月 14 日 開会

平成 28 年 6 月 17 日 閉会



高 森 町 議 会

6月14日(火)

(第1日)

## 平成28年第2回高森町議会定例会（第1号）

平成28年6月14日  
午前10時00分開会  
於 議 場

### 1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

4番 興梠 壽一君

5番 芹口 誓彰君

日程第 2 会期の決定

(1) 会 期 （4日間）

自 平成28年6月14日

至 平成28年6月17日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
6月14日（火）	本会議	議案審議
6月15日（水）	休 会	総務常任委員会・文教厚生常任委員会
6月16日（木）	”	建設経済委員会
6月17日（金）	本会議	委員長報告・採決

日程第 3 決議第 1号 熊本地震に係る「南阿蘇鉄道」の早期復旧・復興に関する決議について

日程第 4 決議第 2号 災害対策特別委員会の設置に関する決議について

日程第 5 同意第 4号 高森町固定資産評価員の選任について

日程第 6 議案第45号 町道の路線の変更について

日程第 7 議案第46号 高森町課設置条例の一部改正について

日程第 8 議案第47号 高森町防災会議条例の一部改正について

日程第 9 議案第48号 高森町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

日程第10 議案第49号 平成28年度高森町一般会計補正予算について

日程第11 休会の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(9名)

1 番	牛 嶋 津世志 君	3 番	後 藤 三 治 君
4 番	興 梶 壽 一 君	5 番	芹 口 誓 彰 君
6 番	立 山 広 滋 君	7 番	森 田 勝 君
8 番	本 田 生 一 君	9 番	田 上 更 生 君
10 番	佐 伯 金 也 君		

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(21名)

町 長	草 村 大 成 君	教 育 長	佐 藤 増 夫 君
総務課長	佐 藤 武 文 君	生活環境課長	松 本 満 夫 君
政策推進課長	馬 原 恵 介 君	住民福祉課長	安 藤 吉 孝 君
健康推進課長	阿 南 一 也 君	税 務 課 長	佐 伯 実 君
農林政策課長	後 藤 健 一 君	建 設 課 長	沼 田 勝 之 君
会 計 課 長	河 崎 みゆき 君	<small>たからポイントチャンネル事務局</small>	東 幸 祐 君
教育委員会事務局長	阿 部 恭 二 君	監査委員事務局長	安 方 含 君
生活環境課審議員	田 上 浩 尚 君	政策推進課審議員	橋 本 俊 太 郎 君
農林政策課審議員	古 澤 要 介 君	教育委員会審議員	堺 昭 博 君
総務課課長補佐	岩 下 徹 君	政策推進課課長補佐	定 光 貴 史 君
総務課総務係長	岩 下 雅 広 君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	佐 藤 幸 一 君	議会事務局庶務係長	山 田 耕 生 君
--------	-----------	-----------	-----------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） おはようございます。

会議に先立ち、町長の御挨拶をお願いいたします。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） おはようございます。

平成28年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さま方には、公私ご多用中にも関わらず、御出席をいただき誠にありがとうございます。

さて、4月14日よりちょうど2カ月が経過いたしました。毎日御覧になられてるので、十分に御理解、御協力をいただいておりますが、同じ南郷谷の南阿蘇村をはじめ、ほかの被害が大きかった自治体でも仮設住宅の建築等々も復旧が進んでおりますが、まだ全体的で申し上げますと、一部にしかすぎないというふうに認識をいたしております。

また一方では、本町では幸いに大きな被害等は受けておりません。しかしながら、大動脈の道路、特に国道57号線、阿蘇大橋の崩壊、そしてまた、この阿蘇大橋に関しましては、寸断された道路の影響というのは、大変、これは高森町のみならず阿蘇全体、ひいては熊本県全体に影響を及ぼしているというふうに認識をいたしております。

また、県道熊本高森線、俵山バイパスと俵山トンネルでございますが、現在、技術調査委員会の方で調査をしているところでございますが、橋が五つある中で四つが非常に厳しい状態だということで、これから先もかなりの時間を要することは間違いないというふうに認識をいたしているところでございます。

あともう1点、長陽大橋の復旧でございますが、これもまだ調査の段階でございまして、これから先詳細にわたって調査をやっていかなければ、当然どこから復旧していいのか分からないというのが状況でございます。

また、高森町が歴代社長を仰せつかっております南阿蘇鉄道に関しましては、地質の調査に関しまして、県とタイアップ取りながら、当然株主の自治体そして諸団体の皆さまの承諾を得ながら、国に強く働きをかけているところでございます。しかしながら、現時点では民間の第三セクターということで、なかなか法律上どういうふうに落としどころをやればいいのかということも県とも話し合いながら、国に強く再度要望をかけてまいりたいというふうに思っております。南阿蘇鉄道に関しましては、御報道のとおり7月の梅雨明けに高森～中松間を開通をさせるということ、臨時株主総会で5月の早々に決めております。すぐにでもという思いがそれ

ぞれの株主の皆さまから御提案がございましたが、やはり九州北部豪雨災害での被害の状況、もしくはそれから以降の地盤のゆるみ、その上にこの熊本地震ということで、梅雨を避けて、梅雨を経過した上で、安全の確認を取って運行を再開したい。早ければ夏休みになる前に、できれば一つの新しいスタートとして大々的にやはりこれを打ち出していくべき、そのことこそがスタートにつながるのではないかというふうに考えておりますので、その節には議員の皆さまにも御協力、御理解そしてバックアップをいただければというふうに思っております。

また、道路の影響によりまして、高森町内に限定して申し上げますと、飲食店等々をはじめとし、営業の縮小等々が見られるところもございます。また、将来に渡っては、大変不安だということで、多くの御相談を受けておりますので、まずは何よりもしっかり道路がどういうふうこれから回復していくのか、復旧をしていくのかということが分かり次第、少しでも分かり次第お伝えをしていきたいというふうに考えておりますので、もう一時の御猶予をいただければというふうに思っております。

また、熊本市を中心とした連携中枢都市圏の形成に関わる連携協約を結んでおります。この連携協約を基に高森町と当然熊本市、防災に関する取り組みも行っていければというふうに考えておりますので、そういうときにはまた御報告をさせていただきたいというふうに思っております。

今定例会に御提案いたします案件は同意1件、条例改正及び補正予算など議案5件、計6件でございます。よろしく御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。

○議長（田上更生君） ありがとうございます。

ただいまから、平成28年第2回高森町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田上更生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番 興梶壽一君、5番 芹口誓彰君を指名します。

-----○-----

#### 日程第2 会期の決定

○議長（田上更生君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

会期の決定につきましては、議会運営委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。議会運営委員長 立山広滋君。

○議会運営委員長（立山広滋君） おはようございます。6番 立山です。

会期の報告を申し上げます。

議会運営委員会に付託されておりました平成28年第2回高森町議会定例会の会期につきましては、本日6月14日から6月17日までの4日間と決定しております。

以上、報告終わります。

○議長（田上更生君） 議会運営委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月17日までの4日間と決定しました。

-----○-----

### 日程第3 決議第1号 熊本地震に係る「南阿蘇鉄道」の早期復旧・復興に関する決議について

○議長（田上更生君） 日程第3、決議第1号、熊本地震に係る「南阿蘇鉄道」の早期復旧・復興に関する決議についてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。提出者、5番 芹口誓彰君。

○5番（芹口誓彰君） おはようございます。5番 芹口です。

提出者を代表いたしまして提案の趣旨説明を行います。

熊本地震に係る「南阿蘇鉄道」の早期復旧・復興に関する決議案の朗読をもって、趣旨説明といたします。

熊本地震によって、高森（高森町）から立野駅（南阿蘇村）間を結ぶ南阿蘇鉄道は、線路、橋梁、トンネル等の鉄道施設が甚大な被害を受け、長期間の全面運休を余儀なくされている。南阿蘇鉄道は昭和61年に国鉄高森線を引き継ぎ、第三セクターとして開業以来30年に渡り地域住民の通院、通学等沿線の住民生活に欠くことのできない交通手段である。

また、近年増加傾向にある外国人を含む観光客の受け入れや、地域間交流の促進を図る上で、重要な交通基盤となっており、南阿蘇地域の早期の復旧・復興を実現するためには、地域の復興計画と歩調をあわせた鉄道の早期の全線復旧が強く望まれる。南阿蘇鉄道はいまだ全線復旧のめどは立っておらず、膨大な復旧費用の負担

がその一因となっている。南阿蘇鉄道が廃線となり、鉄道網が寸断されることになれば、通院、通勤、通学で必要とする沿線住民、学生の交通手段を奪い、熊本地震からの復旧・復興に取り組む人の心に暗い影を落とすこととなり、南阿蘇地域の基幹産業である観光産業をはじめとする地域経済に多大な悪影響を及ぼすなど、南阿蘇地域の衰退を招くことは明白である。しかし、被害が甚大で地質、構造物等の調査も含めて全線復旧費用は巨額となり、第三セクター南阿蘇鉄道株式会社と財政基盤のぜい弱な自治体では、復旧・復興は困難を極めるため、国の支援を求めるしかなく、早々国及び熊本県に対して、全線復旧が実現できる補助措置の支援要望活動を鋭意に行っていく必要がある。よって、本町議会においては、議員一丸となって南阿蘇鉄道の早期全線復旧に向けて、南阿蘇村をはじめ、熊本県及び関係機関と協力の下、国に対して強く要望を行っていくものとする。

以上、決議する。

平成28年6月14日 高森町議会

以上、趣旨説明といたします。

○議長（田上更生君） 主旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論はなしと認めます。

お諮りします。芹口誓彰君ほか7名から提出されました決議第1号、熊本地震に係る「南阿蘇鉄道」の早期復旧・復興に関する決議については原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、決議第1号、熊本地震に係る「南阿蘇鉄道」の早期復旧・復興に関する決議については可決されました。

-----○-----

#### 日程第4 決議第2号 災害対策特別委員会の設置に関する決議について

○議長（田上更生君） 日程第4、決議第2号、災害対策特別委員会の設置に関する決議についてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。提出者、6番 立山広滋君。



○6番（立山広滋君） 6番 立山です。提出者を代表いたしまして趣旨説明をいたします。

平成28年熊本地震は、熊本県から大分県の広範囲に甚大な被害をもたらし、本町では比較的甚大な被害はありませんでしたが、熊本市へと続く大動脈の阿蘇大橋の崩落、国道57号線の土砂崩れ、俵山バイパスのトンネル崩落、南阿蘇鉄道の運休等により、これまでの町民の生活環境は大きく変わることとなりました。

また、本町の基幹産業である農業、商工観光業にも影響を及ぼしています。特に観光関連については、観光客の激減、宿泊のキャンセル等により大きな打撃を受けました。よって、町民が安心安全でいつまでも住み続けることができる町づくりのためにも、災害復旧・復興に向けた歩みを早急かつ着実に進めなければなりません。このことから、本町議会に災害対策特別委員会の設置を提案するものであります。

なお、災害対策特別委員会は地震、豪雨、豪雪、阿蘇山噴火等による総合的な防災対策及び災害対策を含めて、調査、研究、検討を行うこととしますので、降灰対策特別委員会は廃止いたします。

議員各位におかれましては、特別委員会設置の目的を御理解いただき、御賛同賜りますようお願いしまして趣旨説明といたします。

○議長（田上更生君） 主旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論はなしと認めます。

お諮りします。立山広滋君ほか3名から提出されました決議第2号、災害対策特別委員会設置に関する決議については原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、立山広滋君ほか3名から提出の決議第2号、災害対策特別委員会設置に関する決議については可決されました。

お諮りします。ただいま設置されました、災害対策特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によりまして、委員を議長より指名したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。

それでは、議長より指名いたします。委員といたしまして、1番 牛嶋津世志君、3番 後藤三治君、4番 興柁壽一君、5番 芹口誓彰君、6番 立山広滋君、7番 森田勝君、8番 本田生一君、10番 佐伯金也君、以上、8名を指名いたします。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。以上、8名が災害対策特別委員に決定いたしました。

-----○-----

#### 日程第5 同意第4号 高森町固定資産評価員の選任について

○議長（田上更生君） 日程第5、同意第4号、高森町固定資産評価員の選任についてを議題とします。

員の選任にあたりましては、関係あります佐伯課長を退席させていただきたいと思えます。

それでは、本件につきまして提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 同意第4号で御提案いたします、高森町固定資産評価員の選任についての提案理由の説明を申し上げます。

今回の選任は、高森町固定資産評価員でありました沼田勝之氏が、本年5月31日をもって評価員を退任されたため、新たに税務課長となりました佐伯実氏を、高森町固定資産評価員に選任するものです。地方税法第404条第2項の規定により、固定資産評価員は固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、町長が議会の同意を得て選任することとされているため御提案するものでございます。よろしく御審議の上、御賛同いただけますようお願いをいたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論はなしと認めます。

これから、同意第4号、高森町固定資産評価員の選任についてを採決します。本

件について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、同意第4号、高森町固定資産評価員の選任については同意することに決定しました。

佐伯税務課長に報告いたします。ただいま、高森町固定資産評価員の選任について同意しましたので、よろしく願いいたします。

○税務課長（佐伯 実君） どうぞよろしく願いいたします。

-----○-----

#### 日程第6 議案第45号 町道の路線の変更について

○議長（田上更生君） 日程第6、議案第45号、町道の路線の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。建設課長 沼田勝之君。

○建設課長（沼田勝之君） おはようございます。議案第45号で御提案いたしました、町道の路線の変更について御説明申し上げます。

対象路線は路線番号19号、路線名円福寺・坊ヶ平線です。本路線は町道天神・新市街線と町道高森中央線を結ぶ路線で、狭あい道路として平成26年度から2カ年度で整備したもので、起点を高森町大字高森字城山下1682番3地先から高森町大字高森字町上1206番6地先に変更するものであります。総延長は603.6メートルで、改良工事が終了したことにより変更をお願いするものであります。町道の路線の変更については、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を経る必要があるため御提案するものであります。

以上、御説明申し上げましたが、御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。説明を終わります。よろしく願いします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから、議案第45号、町道の路線の変更についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号、町道の路線の変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第46号 高森町課設置条例の一部改正について

- 議長（田上更生君） 日程第7、議案第46号、高森町課設置条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 佐藤武文君

- 総務課長（佐藤武文君） おはようございます。議案第46号で御提案いたしました、高森町課設置条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

マイナンバー制度の本格導入と新行政不服審査法の施行に伴い、電算組織やこれに関連する情報等を全町的に管理する体制を取る必要があるため、現在、たかもりポイントチャンネル事務局が所管しております電算組織の管理運営に関する事項を、総務課の所管事務とする条例の一部改正を御提案申し上げるものでございます。条例の改正につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要があるため、御提案をするものでございます。よろしく御審議いただき御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

- 議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから、議案第46号、高森町課設置条例の一部改正についてを採決します。

本案については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号、高森町課設置条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第47号 高森町防災会議条例の一部改正について

- 議長（田上更生君） 日程第8、議案第47号、高森町防災会議条例の一部改正につ

いてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 議案第47号、高森町防災会議条例の一部改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

現在の高森町防災会議条例では、各機関の職員のうちから町長が委員を指名して防災会議を形成しておりますけれども、今回の突発的な地震のように、いつ何時防災会議の招集をする必要があるかも分かりませんし、防災会議については事前に任命をいたしておりますけれども、各機関の人事異動等で条例に基づく人員等を確保できない場合も出てまいりますので、人員の規定を削除いたしまして、即応できる防災会議とするために、今回の防災会議条例の一部改正を御提案を申し上げます。具体的には、第1号議員ですけれども指定地方議員行政機関の職員4名、それから、熊本県知事の部内職員3名以内、熊本県警察官のうちから1名、町長がその部内の職員のうちから9名、この具体的な数字を削除いたしまして、また、第7号も指定公共機関または指定地方公共機関の職員、これは6名以内、それから第8号も公共的機関の代表等のうちから3名という具体的な数字を削除いたしまして、より実践的な防災会議とするよう変更するところでございます。

条例の改正につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要があるため、この条例を提出するものでございます。

よろしく御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

以上です。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第9 議案第48号 高森町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の

### 一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第9、議案第48号、高森町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 議案第48号で御提案いたしました高森町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

御承知のとおり、消防団につきましては、町全体の少子高齢化によりまして定員を徐々に減らした経緯がございますが、機能別団員の入団をお願いするようになりましてから、機能別団員に御理解をいただく皆さんの協力が非常に大きく、また、本年度も10名ほど入団していただくようになりました。これに伴いまして、消防団員の定員を320名から330名に増員したいという内容の一部改正を御提案を申し上げるものでございます。条例の改正につきましては、地方自治法の規定により議会の議決を経る必要があるため、御提案を申し上げます。よろしく御審議いただき御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番 佐伯でございます。

今、総務課長の説明によりますと、現状320名いらっしゃる。そして新入団員が10名おられるから、一応330名にされるというふうな解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 10番 佐伯議員の御質問にお答えいたします。

現状では、幹部7名を含めまして321名になる予定でございます。先ほど10名と申しましたけれども、訂正をさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（田上更生君） 総務課長、増員される分は新入団員なのか、機能別団員なのか。

○総務課長（佐藤武文君） 再度、お答えいたします。失礼いたしました。

機能別団員が現在のところ59名となりますので、その増員分を確保するために定員を増加させるということでございます。

以上です。

○議長（田上更生君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番 佐伯です。

年々、消防団の入団者数も減ってきております。しかし、総務課長の話によりますと、機能別をつくったということで、そちらのほうでの入団者の方も多くなってきたということでもありますので、それはそれで、今回の熊本地震の際にも、大変、消防団の皆さま方にはお世話になっております。十分な費用的な弁償等も踏まえて、それが対応できるような増員であるとは思いますが、安全面も考慮した中で、入団される方たちについては歓迎はいたしますけれども、十分増やした上で、その分事故がまた増えれば意味がございませんので、その辺りを考慮した上で入団希望者については入団を許可していただくようなやり方をお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は総務常任委員会に付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第10 議案第49号 平成28年度高森町一般会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第10、議案第49号、平成28年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 議案第49号で御提案いたしました、平成28年度高森町一般会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、平成28年熊本地震による災害対応に関わる経費等について予算計上するもので、歳入歳出それぞれ3億3,381万4,000円を追加し、予算の総額を50億6,592万1,000円とするものでございます。

予算書の5ページをお開きください。地方債の補正として、公共土木施設災害復旧費債、教育施設等災害復旧費債を計上いたしました。詳細につきましては後ほど御説明をいたしますが、旭A団地と高森中体育館、中央小体育館の災害復旧費に係る分となります。

続いて、歳入の主なものについて御説明いたします。

8ページをお開きください。第13款の商工費使用料におきまして、湧水トンネル公園の入園料を2,800万円減額いたしました。こちらは熊本地震の影響により、5月の入園料収入が約95%減少していることを受けて減額するものであります。

第14款国庫支出金におきましては、旭A団地と高森中学校体育館、中央小学校の体育館の災害復旧費に係る国庫負担額を計上をいたしました。

続きまして、9ページを御覧ください。第20款諸収入の貸付金元利収入におきましては、小規模事業者震災復興バックアップ事業償還金として1億円計上をいたしました。こちらの事業の詳細につきましては、後ほど御説明を申し上げます。

第4項雑入の阿蘇地域元気再生支援事業助成金につきましては後ほど御説明申し上げます。震災復興観光振興プロジェクトに充当するものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

予算書とは別にカラープリントで、こちらの補正予算概要書でございますが、この概要書に沿って御説明を申し上げますので、御準備のほどをよろしく願いいたします。

概要書の目次でございます一般会計補正予算（第3号）概要書1から始まっております。熊本地震関連予算一覧ということでございますが、御承知のように余震が続いております。災害対策本部も継続をいたしております。今後も震度5以上の地震に見舞われる恐れもございますので、さまざまな状況を想定し、必要に応じて段階的に補正予算を計上する必要があるでございますので、また、これまでに計上をさせていただきました金額と、その合計は以下のとおりでございます。

次のページをお開きください。ページを開きましてページ数2、3と下になっておりますが、2ページでございます。補正（3号）熊本地震関連予算一覧が今回の補正予算（3号）の予算一覧表でございます。事業等に関しましては、担当セクションも含めまして御説明をさせていただきたいというふうに思っております。

まずは、特に旭A団地の災害の復旧工事、また中学校の体育館でございます、小学校の体育館でございますので、この請負費等々をスピードをもってお認めいただいて、あかつきにはやっと思いりたいというふうに考えております。

そして、先ほど御説明申し上げましたように、湧水トンネルの例に例えてみましても、約95%の入り込みが落ちてると、マイナス95であるということでございます。これは、じゃあ来月戻るか、再来月戻るか、いつ戻るか、それは分か



りません。ただ、待ってるだけではなく、打って出るということで震災復興観光復興プロジェクトということを御提案をさせていただきました。

また、震災観光復興プロジェクトの内容でございますが、ここに記載してるとおりでございます。単にパンフレットか、また地図かと、当然ほかの自治体であったり、県であったり、デザインセンターであったり、多くの自治体だったり団体が、これは地図をつくったり、もしくは広報としていろんな施策を出されてるところでございますが、高森町のこの印刷物に関しましては、今回は非常に特化したグリーンロードを周知していただくパンフレットを製作するというところでございます。

また、特に湧水トンネルに関しましては、世界で初めてのトンネル内プロジェクションマッピングということで多くのメディアが取り上げられていただきましたので、メディアの方々も湧水トンネル等々、もしくは自分たちが取り上げたところに関してもしっかりバックアップしてまいりたいと、何かあればということも普段から担当職員が交流を持って話し合っておりますので、しっかりした形でPRをしてまいりたいというふうに考えております。この内容につきましては、後ほど政策推進馬原課長より詳細に御説明をさしあげることも可能でございますので、不足している場合には補足を馬原課長のほうからさせていただきます。

次のページをお開きください。4、5というところでございますが、小規模事業者震災復興バックアップ事業予算額が1億円でございます。200万の50件分でございます。その下には例を立てました。この300万円の事業を実施する場合ということ。

その次の6ページの小規模事業者震災復興バックアップ事業は、これはフロー図、手続きの内容でございます。

元に戻っていただきまして、小規模事業者震災復興バックアップ事業と、非常に長い名称で分かりづらいところもございますが、国がこの熊本地震を受けまして、毎年行っております小規模事業者持続化補助金、この持続化補助金は平成24年度の補正、もしくは25年度からスタートした非常に小さい商工業をなされてる、5人以下の小規模事業者でなされてるところに対しての、これは非常に効果がある補助金制度でございます。経済産業省が満を持して、当時提案をした事業でございますが、当町高森町でも平成25年、26年、27年とこの事業を使われて、多くの店舗さん、商工会に加入されてる方、もしくはそれ以外の方でも御相談をなされて、多くの事業実績がございます。補助額も率も高く3分の2を補助する。通常年であれば、この震災前までであれば、75万で50万の補助。要は3分の2補助が出

ると。そして使える内容も多岐に渡ります。お店の改装もオッケーです。看板もオッケーです。ホームページも当然オッケー。非常にスピード感が出るこの国の事業を、今回東日本震災時のときもその後グループ補助金というのが出ましたが、国のほうが金額を大幅にアップしていただいて予算が議決いたしております。最高額で300万、上限が200万ですね。当然3分の2を補助するものということですが、ぜひ、この小規模事業者持続化補助金に対して、前向きに積極的に活用すべきだと、今だからこそ積極的に活用しなければいけない。そして、特に高森町においては、南阿蘇鉄道の復旧の前の段階である。そして国道、県道が崩壊してるという中で、やはり明るさそして勢いを少しでも向上させるためには、商工業で毎日毎日頑張られてる皆さまが、見た目、そして分かりやすく自分たちがやりたいこと、看板を変える、例えばホームページをリニューアルする、メニューを変える、トイレの改修をする、いろんなことをこの事業でやっていただきたいというふうに、私自身が非常にこのバックアップ事業に関しては前向きに取り組んでいただきたいということを政策推進課をお願いをして、今回提案をさせていただいたわけでございます。私、2期目の政策集で、分かりやすさということを徹底して上げさせていただいております。当然これは国の補助制度ですので、金融機関等々さんもバックアップをなされるということは承知をいたしておるところでございますが、より身近な、毎日毎日来ることにも可能である、そして役場に来れば手続きができる。分からなければ役場に聞けばいいということで、これを高森町の一つの施策としてバックアップ事業といたしまして、貸し付けという言葉の表現よりも提案者の私といたしましては、立て替えるという提案で、意味的にはそういうふうに捉えていただければ構わないというふうに考えております。スピード感、そしてこのピンチをチャンスに変えるためには、金融機関でももちろん手続きもあると思いますが、役場の手続きは非常に簡単な手続きで済む、そして採択を得て事業が終わって国の補助金が戻って来たときには速やかに返していただくという、そういう分かりやすい一つの流れをつくりたいということでございます。職員の皆さまには、公務員さんとしてのいろんな考え方だったり方向性があるとは思いますが、これは政治的決断でやらせて提案をさせていただいたわけでありますので、すべての責任は私が背負うところでございます。ぜひ高森町の商工会、商工業の皆さま、商店街の皆さま、そして観光協会に属されてる皆さま、そして多くの小さく商業をなされてる皆さま、これからすぐに道路が回復することもない、鉄道が回復することもない、そういう中で、やはり自分が今まで一所懸命頑張ってきたお店を少しでもきれいにする。

その間だからこそ弾を込めて、いつ鉄道が復活してよくても、道が復活してもお客さんを迎えられる体制を、ぜひこれだけ大きな国が方向性を示して補助事業をつくらせていただきましたので、活用していただければというふうに考えておるところでございます。6月、7月が締め切りだということでございますが、今年1年ではないというふうに私は予想をいたしておりますし、当然、24年補正から始まった事業ですので、金額等々は分かりませんが、今後も町の商工業をなされてる方が取り組みやすい環境に、私は高森町は、私の2期目はやってまいりたいというふうに、またそれをやらせていただくというふうに考えております。このことによって、また高森町の、当然これ経営計画等々も作成しなければいけませんので、商工業をなされた方が自分のお店が、自分の会社が、自分のやってきたことをこれから先はどうやってやるんだということも、一つの計画書をつくるということは未来志向型になりますので、これは非常にダブルの効果を生むものではないかというふうに考えております。

また、行政側では金貸しをするのかと、お金を貸すのかという一方ではそういう厳しい見方も出てくる可能性もございますし、それに対しては私はお金を貸すというよりも、こういうときだからこそ身近な役場が立て替えて、そして採択が決まったことだけに対しての建て替えですので、それをしっかり理解を持って返していただくと、当然、そのことは当たり前のことだというふうに私自身認識しておりますし、この施策に関しては私が自分で考えた施策ですので、私自身が全責任を取って旗を振ってまいりたいというふうに考えております。

また、小さな商工業を私も経験がございますが、ぜひ熊本県内、この事業どこの自治体も使うことが可能です。どの方でも可能ですので、特に高森町のように今回環境が非常に厳しい状況の方々がいらっしゃるとするならば、高森町が一つのモデルとなりまして、これが県内に波及することも私個人としては思いを持っているところでございますので、議会の皆さまに御理解をいただきまして、ぜひとも認めていただければというふうに考えておるところでございます。

続きまして、旭A団地の災害復旧工事でございますが、速やかに行わせていただきたいというふうに考えております。交付税措置が95%あるということも記載をさせていただいております。

また、体育館、中学校、小学校、大変御心配をおかけしておりますが、議会で認めていただきますならば、速やかにこのことは復旧工事に取り組みさせていただきたいというふうに考えております。

また、2番のその他で、防災管理費で上げさせていただいております草部南部の自主防災組織連絡協議会助成金、発電機、トランシーバー等々でございますが、コミュニティ事業でございます。先般、T P Cたかもりポイントチャンネルでも5月29日に開催されました、草部南部の地域の自主防災組織訓練の様子を放映をしておりました。大変、地域の方、そして地元の芹口議員さまも一緒にやられて、ものすごい地域のまとまりということを通じてでも、私も感じることができましたので、ぜひほかの地域でも取り組んでいただきたい、自助、共助、公助、特に公助に関しては初動が大事なわけでございますが、今回の場合を見て分かりますように、自治体側、職員さん側も被災者になることも多々例でございます。ですので、まずは自助というところで、そして共助、この部分というのは非常に大事だと思いますので、これから先も積極的に取り組んでいただくことを大前提として、積極的な予算計上に心がけてまいりたいというふうに思っております。

以上、私のほうから提案者としての説明をさせていただきましたが、先ほど申し上げました、震災復興観光振興プロジェクトに関しましては、詳細に関しては馬原課長のほうから御説明を追加させていただきたいと思っております。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 馬原恵介君。

○政策推進課長（馬原恵介君） おはようございます。ただいまの町長の説明に対して、若干の補足をさせていただきたいと思っております。

まず、震災復興観光振興プロジェクトにつきましては、3ページのほうになりますけれども、今回、熊本地震により激減しました観光客を取り戻すために、マスメディア等を活用しました観光PRを行うものでございます。印刷製本費で50万円これを計上しておりますが、これはグリーンロードの周知パンフレット作成ということで、実はグリーンロードというのが、案外皆さん今まで知らなかったと言われる方が多いものですから、グリーンロードに特化してグリーンロードから見た景色であったりとか、グリーンロードを経由してこういうところに行けますよという、そういった案内パンフレットをつくろうというふうに思っております。これもただ置くだけのパンフレットではなく、各イベント等に出かけまして、それで配布をしたりとか、積極的に高森町にお越しいただくような感じの方に配りまして、グリーンロードを周知したいというふうに思っているわけでございます。

それから、役務費負担金につきましては、先ほど説明どおりでございまして、マスメディアとこれは協力させていただきましてやっていきたいと思っております。

それから日帰りバスツアー等企画催行ということで、日帰りバスツアーにつきま

しては、今熊本県のほうで宿泊等につきましては、国の補正を付けまして事業がございすけれど、日帰りバスツアーでまずは高森に来ていただいて、高森町は安全ですよと高森町は元気で頑張ってますよというPRのために、日帰りバスツアー等についても今計画してるところでございます。

続きまして、小規模事業者震災復興バックアップ事業につきましては、これは持続化補助金という現在あります補助金に、高森町のほうで自己負担分につきましては立て替えをしましょうというものでございます。これが事業費の3分の2が国のほうからの補助金になりますので、その分についてはどうしても自己資金、それから残りの100万円はもちろん自己資金でございますけれども、事業実施後の完了後の補助金ということになりますので、とりあえず自分のほうで最高額初期投資を300万円というのは準備しなくてはいけません。その中で300万を負担するというのが厳しかったり、この現状ではなかなか思い切ったことをやれないという方に対して、とりあえず自己資金分、国からの補助金の200万円分については町のほうで、とりあえず立て替えましょうと、あと100万円については自己資金で負担をお願いします。そうすると事業が終わったあと、実績報告が終わって200万国のほうから補助金として参ったときに、それを町のほうにお返しいただければ結構ですよということで、積極的な事業活用について町のほうでお助けをするということでございます。事業の内容といたしましては、先ほど説明もありましたとおり、広報費ですね、これはチラシであったり、ホームページ等ですね、それから外注費、これは集客力を高めるために店舗を改装したりとか目立つようなデザインを考えたりとかいうことですね。それから展示会等の出店等ということで、家のほうで独自の外に出せる商品とかある方については、いろんなところに出かけて行って、展示会等に参加できるというのも補助金の対象になります。それから開発費といたしまして、パッケージやラッピング、これについても補助金の対象になっておりますので、家の改装だけではなくいろんな部分の事業と投資にも使えるということで、幅広い活用ができておりますので、それについて町のほうでお助けをしたいというふうに思っているところでございます。ちなみに平成26年度で高森町で約30件弱ぐらい、27年度は20件弱ということで、今までの補助金が75万円の事業に対して50万円の補助ということで、金額的にそう、今の4分の1ぐらいになりますので、今回はそれが4倍ほどになるということで思い切った事業の投資もできるんじゃないかというところで町のほうでバックアップするところでございます。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番 佐伯です。

今、町長が説明されまして、その後、馬原課長のほうから御説明がありました小規模事業者震災復興バックアップ事業ですが、去年まで各小規模事業者の方たちがチラシの製造なり店舗の改装なりをされていた事業費75万円のやつの50万円補助のやつが、このようにして300万に増えたというふうに聞きました。これは今、将来的に不安を持ってる小規模事業者の皆さんたちにとっては大変助かる事業であると思います。ただ問題は、助かるんですが、将来的に不安がある中において、今までは25万円の自己負担で75万の事業をやってたんですが、今度は100万円の自己負担をしなければならないという問題ですね。各金融機関からこういう事業者に対して利息の軽減等の措置がしていただければ、皆さん方にとっても大変要望を出しやすい事業になると思うんですが、自己資金を持つ体力のある個人事業者の方であれば、将来に向かっての戦略としてこの事業を利用することは可能だと思いますが、将来においてやりたいんだけど、自己資金がないといわれる方たちに対しては、何らかの資金面においての手助け等も私は考えてもらいたいなと思っております。

それと、小規模事業者と一概に書かれておりますけれども、この事業の補助金のメインは全国商工会連合会ですから、この説明書にもありますとおり、まず相談を商工会のほうにされるということになりますと、なんとなく商工会の会員さんたちに限定をしてしまうのではないかなと思います。小規模事業者というものは、あくまでも観光事業者でもあれば商工事業者でもある。しかし、近ごろは農業の事業者でも私は製造業、販売業をされてる方たちも小規模事業者に該当をしてくると思います。そうすると、そういう方たちが商工会にあえて御相談に行かれるかということが非常に疑問なんです。この事業を使ったら結果的には商工会の会員として加入をしなければならないのではないかと、そういう問題も発生をいたしますけれども、その点についての対応はいかがお考えであるかということをお聞きしたいと思えます。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 馬原恵介君。

○政策推進課長（馬原恵介君） 10番 佐伯議員の質問に対してお答えさせていただきます。

まずは、先ほどの自己資金の分について御説明をさせていただきたいと思えます。

自己資金につきましては、今、国のほうも金融機関に対して低金利の貸し付けというのを、指導ではないんですけどお願いしてるみたいでして、金融機関につきましては、一応、今のところこちらで把握してる分につきましては年利0.5%ということで、低金利の貸し付けを行っております。こちらも、金融機関のほうがそういった制度を持ってる関係で、町のほうでその分まで立て替えたりとか、貸し付けをするとすると、なかなか金融機関と町の仕事の、何と言いますか、金融機関に対する町の民業圧迫ではないんですけど、そういった部分で金融機関には金融機関の生業がある関係で、そこについては100万円の自己負担については事業主さんがお考えいただきたいという部分で考えてるところでございます。ですから、金融機関は低利でお貸しするというふうに明言しておりますので、それについては金融機関に御相談いただければと思っております。

それから、商工会に対する商工会の会員以外の申請についてということなんですけど、一応、今回の事業の受付けというのは、どうしても商工会が受付窓口になりますので、こちらのほうとしては、そういった商工会員であるなしとか商工業以外でもという分については、制約は補助金の目的にあってれば問題はないと思います。ただ、今回その質問になった内容についてまだ商工会と実際話したわけではありませんけれど、商工会のほうも指導、助言はすることができるというふうになっておりますので、ただ、内容が分からないうちに、いろいろ相談に来られても指導であったり助言というのはできないと思いますので、その辺りについては、今後その事業者の方がこの事業を申請されるに当たっては問題ないと思うんですが、今後商工会に対して加入するしないというのは、商工会とその事業主の方のお話しあいであったり、その事業主の方が商工会を活用するということが、自分の今後の事業をする上で有利なのか、それとも今回のお金を借りるだけで終わりなのかという部分で考えていただければいいと思いますので、ただ、うちのほうとしては、先ほど御質問がありました件については、一応、商工会のほうとは協議させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） はい、ありがとうございます。年利0.5%程度ということで、各金融機関のほうからもそのようなお話があっておるのであれば安心はいたしますけれども、中にはこの地震前から自分ところの経営の方法とかによりまして、金融機関等の取り扱いがなかなかできない事業者の方もいらっしゃると思います。

そういう方たちがこの事業を利用して生き返ろうと思われたときに、金融機関がどういう審査をされるかということも心配でございます。ですから、その点については何らかのバックアップをしていただきたい。町のほうでですね。よろしくお願ひしたいと思います。

それと、小規模事業者が商工会の会員さまだけではないということに対しての課長の答弁でございますけれども、できれば相談、経営計画策定、支援については商工会もさることながら、馬原課長の課辺りでもその相談にのっていただいて、その経営計画書の策定ができるのであれば、窓口として商工会、または役場というふうに併記していただいて、そして小規模事業者から2番の応募が小規模事業者持続化補助金事務局という形にいくような方法も、私は考えられないことはないんじゃないかなと思っております。そういうわけで、なるべくそういう希望はある方たちが、門が広いと相談もしやすうございますから、商工会または役場というようなことを併記していただいて、町内における各小規模事業者の方たちに啓発をしていただいて、より一層の利用ができるように、利用が増えるようにしてもらえれば助かると思いますので、よろしくお願ひをいたします。

以上です。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 馬原恵介君。

○政策推進課長（馬原恵介君） 自席から失礼いたします。

ただいまお話しがありました件につきましては、さっそく商工会のほうとお話しをさせていただきますと共に、課内のほうでも検討したいと思います。特に5月から町のほうに国のほうからの職員が参っていますけれど、経済産業省ということでタイムリーな人事ではあったんですけど、その職員がおりますので、今後については打ち合わせさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（田上更生君） そのほか、質疑ございませんか。3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） 3番 後藤です。

今回の補正につきましては、今質問がありましたように災害関連は大きな予算となっておりますけれども、例年でありますと、6月補正となりますと当初予算に対してのどうだったか、減額という補正であろうというふうに私は承知しておりますが、そういった意味で2点だけちょっとお聞きしたいと思います。

予算書の11ページになります。3の民生費の児童福祉費の中で高森東保育園送迎関係につきましては、大変、当初から送迎をタクシーでされております。今年度



も3月の当初予算では送迎タクシー借上料ということで予算計上してありますが、今回その予算全額が削除されております。このことについて御説明をまずお願いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 住民福祉課長 安藤吉孝君。

○住民福祉課長（安藤吉孝君） 3番 後藤議員さんの御質問にお答えいたします。

ただいま御指摘にもございましたとおり、委託料で180万、使用料で835万2,000円の今回減額を御提案申し上げております。東保育園が10年ほど前に開設された当初につきましては、各家庭をバスで、1台のバスだったのですが、1時間半ほどかけて送迎をいたしておりました。ここ4、5年につきましては、タクシーを利用するというで台数を増やし、添乗員も2名付けて予算をお願いしておりましたけれども、利用できる保護者がここ2、3年は4件ほどに減少しましたので、今回3月10日ではございましたが、保護者の方にお集まりいただきまして、現状と今後等について御相談を申し上げまして、送迎を受けている保護者の方にも了解をいただきまして、各家庭で保育園への送迎をしていただくというふうに御理解をいただきましたので、今回の減額ということでございます。

以上です。

○議長（田上更生君） 3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） 今答弁がありましたように、各家庭の了解を得て各家庭の保護者が送迎を行うということであれば何も問題はないと思いますし、減額されることは町予算的にもいいと思うんですが、この問題につきましては、以前からスクールバスとの関連もお話がこの議場でもあったと思います。私はこの減額を見たときに、各家庭が送迎されるというのは想定しておりませんでしたので、ひょっとしたらスクールバス併用もあっているのかなというふうに思ったわけです。そうなりますと、当然以前のスクールバス対応では、要するに保育園と学校では時間帯とかいろいろな制約があって同乗はできないということであったと思いますので、もしそういう答弁であれば、いつそういうふうに決まったのかとお聞きしようと思っていたんですが、各家庭が送迎されるということであれば何も問題ないと思うんですけども、ただ、これが毎年出てくる案件だと思いますので、そういった意味でせっかく交通総合対策という会議がありますので、その辺を含めて、一番は家庭が送るのが一番だと思うんですけども、やはり忙しいとき等もあろうかと思っておりますので、そういった将来を見越して考えもしていく必要があるのではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、もう1点です。子育て支援対策費ということで、町長が3月の当初予算でお年寄りも大事にしないといけないと、現在、敬老祝金も額を少し下げますが、お年寄りの対応とあわせて子どもたちにそういった助成等も行っていきたいということで、高校までの医療費とかいろいろ当初予算で計上されましたけれども、ここに、当初給与ということで予算化されておりますよね。今回は報酬ということに切替されております。このいきさつの説明と給料対象者というのはどういうものなのか、報酬対象者とはどういうものなのか、あわせて同額ということがありえるのか、その辺も含めて予算を組む上ではそれぞれの節によりまして金額違うと思うんです。ただ単に、職員じゃない者を雇うから報酬で同金額上げるということは、あまりにも予算を簡素化したといえますか、予算を精査されてないというふうに私は感じましたので、質問させていただいております。現在そういう職員を今雇用されているのかもあわせてお願いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 3番 後藤議員の御質問にお答えいたします。

今、子育て支援センターの給与または報酬についての御質問ですが、この費用につきましては、子育て支援センターのセンター長の給与または報酬に係るものでございます。当初、現在の広木センター長におかれましては、任期付きということでお願いをいたしておりました。私どもが予算の計上をする時点で雇用形態の継続の年数を見誤っておりましたので、今回、給料から報酬へと変更をさせていただくという御提案をさせていただいております。業務の内容につきましては、相変わらず重責でございますし、町長の定める範囲内として、結果的に同額という形で組み替えをさせていただく形になったということでございます。このことにつきましては、総務サイドとしても大いに反省をいたしておりますし、今後このようなことがないように十分注意をしまいたいと思います。

また、センター長の処遇につきましては、当初から、私も当初は関わっておりませんが、子育て支援センターの重要性を鑑みますときに設置条例等を設ける必要があるのではないかという議論もあったというのは後で聞きましたので、今後この部分も含めて検討した上で、また御提案をしたいと思います。今回の部分につきましては、誠に申しわけなかったというふうにお詫びを申し上げて、説明とさせていただきます。

○議長（田上更生君） 3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） 3番 後藤です。

ありがとうございました。該当となる職員の方もせっかく頑張っておられる中で、やはり途中からそういうふうには、今回は金額は一緒ですから問題ないと思うんですけど、変わることによって金額が下がったりなにかとなるということになれば、信頼も失うことになると思いますので、今、総務課長が答弁されたように、やはり子育て関係は町長も力を入れておられますので、またこの高森町にとっても今後必要な分野だと思いますので、そういった規定等も早急につくられて、安心して勤務できるような体制を作っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は各常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は各常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第11 休会の件について

○議長（田上更生君） 日程第11、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。

6月15日から6月16日までは休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、6月15日から16日までは休会とすることに決定しました。

なお、各委員会が開かれますので、よろしく願いいたします。

-----○-----

○議長（田上更生君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

お疲れ様でございました。

-----○-----

散会 午前11時20分

6月17日（金）

（第2日）

## 平成28年第2回高森町議会定例会（第2号）

平成28年6月17日  
午前10時00分開議  
於 議 場

### 1. 議事日程

開議宣告

日程第1 諸般の報告について

日程第2 意見案第1号 被災者生活再建支援法の改正を求める意見書について

日程第3 意見案第2号 平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書について

日程第4 意見案第3号 行政庁舎等再建についての国庫補助制度の創設を求める意見書について

日程第5 付託案件の委員長報告並びに採決について

日程第6 特別委員長報告について

日程第7 委員会の閉会中の継続調査申出書について

### 2. 出席議員は次のとおりである。（9名）

1 番 牛 嶋 津世志 君

3 番 後 藤 三 治 君

4 番 興 梶 壽 一 君

5 番 芹 口 誓 彰 君

6 番 立 山 広 滋 君

7 番 森 田 勝 君

8 番 本 田 生 一 君

9 番 田 上 更 生 君

10 番 佐 伯 金 也 君

### 3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

### 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（21名）

町 長 草 村 大 成 君 教 育 長 佐 藤 増 夫 君

総 務 課 長 佐 藤 武 文 君 生 活 環 境 課 長 松 本 満 夫 君

政 策 推 進 課 長 馬 原 恵 介 君 住 民 福 祉 課 長 安 藤 吉 孝 君

健 康 推 進 課 長 阿 南 一 也 君 税 務 課 長 佐 伯 実 君

農 林 政 策 課 長 後 藤 健 一 君 建 設 課 長 沼 田 勝 之 君

会計課長	河崎みゆき君	たかりポイントチャンネル事務局長	東幸祐君
教育委員会事務局長	阿部恭二君	監査委員事務局長	安方含君
生活環境課審議員	田上浩尚君	政策推進課審議員	橋本俊太郎君
農林政策課審議員	古澤要介君	教育委員会審議員	塚昭博君
総務課課長補佐	岩下徹君	政策推進課課長補佐	定光貴史君
総務課総務係長	岩下雅広君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	佐藤幸一君	議会事務局庶務係長	山田耕生君
--------	-------	-----------	-------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

お諮りします。お手元に配付してあります日程に従って議事を進めたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。それでは日程に従って議事を進めます。

まず最初に、馬原政策推進課長より6月14日の本会議場での答弁説明で、補足説明の申し出がっておりますので、許可いたします。

政策推進課長 馬原恵介君。

○政策推進課長（馬原恵介君） おはようございます。政策推進課長の馬原でございます。

6月14日開催の本会議における議案第49号、平成28年度高森町一般会計補正予算の提案説明に際し、10番の佐伯議員からの小規模事業者震災復興バックアップ事業の質疑に対して答弁いたしました。答弁内容につきまして、一部補足説明をさせていただきます。

金融機関からの借入れの質問に対し、金利は0.5%と答弁いたしましたが、正確には特定の金融機関であったり、借入れの条件であったりと、いろいろ制約がありますので、借入希望者全てがその金利ではないということが現状であります。一般的には1から2%程度の金利であるということをお補足させていただきます。

以上です。

-----○-----

#### 日程第1 諸般の報告について

○議長（田上更生君） それでは、日程に従って議事を進めます。

日程第1、諸般の報告についてを議題とします。

まず、議長より報告いたします。

平成28年6月14日の本会議において、災害対策特別委員会が設置されました。正副委員長の互選結果について報告いたします。委員長に8番 本田生一君。副委員長に3番 後藤三治君が互選されました。

以上、報告いたしておきます。

-----○-----

**日程第2 意見案第1号 被災者生活再建支援法の改正を求める意見書について**

○議長（田上更生君） 日程第2、意見案第1号、被災者生活再建支援法の改正を求める意見書についてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

提出者、1番 牛嶋津世志君。

○1番（牛嶋津世志君） おはようございます。1番 牛嶋でございます。

提出者を代表いたしまして、提案の趣旨説明を行います。

熊本地震に関わります被災者生活再建支援法の改正を求めるため、関係各機関に意見書を提出するものであります。提出先としては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣ほか関係大臣であります。

それでは、意見書（案）を朗読して説明に代えさせていただきます。

被災者生活再建支援法は、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、自然災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、生活の再建を支援するための被災者生活再建支援金を支給し、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としている。

今回の熊本地震は、最大震度7の激震が2度発生し、震度6あるいは5クラスの揺れを含む震度1以上の余震が1,700回以上発生するなど、これまで経験したことのない地震であり、全壊世帯、大規模半壊世帯に加え、引き続き余震に長期にわたる避難を余儀なくされている世帯も多数に及ぶなど、その被害も深刻な様相を呈している。

被災した住民の生活再建のためには、特に住宅再建に対する手厚い支援が求められており、国による更なる支援及び制度の拡充が必要である。よって、住民の生活安定と早期復興のため、下記の事項について措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 全額国庫による被災者生活再建支援制度に係る特別基金を創設すること。
- 2 被災者生活再建支援金について、生活再建と住宅再建をあわせた現行の最大300万円の支給額を引き上げること。
- 3 支援対象となる世帯の範囲については、被災した世帯の実情に応じた柔軟な対応を可能とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上、趣旨説明といたします。

○議長（田上更生君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑



はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。意見案第1号、被災者生活再建支援法の改正を求める意見書については、原案のとおり採択したいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、牛嶋津世志君ほか7名から提出されました、意見案第1号、被災者生活再建支援法の改正を求める意見書については、採択することに決定しました。

-----○-----

**日程第3 意見案第2号 平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書について**

○議長（田上更生君） 日程第3、意見案第2号、平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書についてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

提出者、3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） おはようございます。3番 後藤です。

提出者を代表いたしまして、提案の趣旨説明を行います。

平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求めるため、関係各機関に意見書を提出するものであります。提出先としては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣ほか関係大臣であります。

それでは、意見書（案）を朗読して説明に代えさせていただきます。

平成28年4月14日夜及び16日未明に立て続けに2度の震度7を観測した平成28年熊本地震により、人口100万人を超える熊本都市圏と阿蘇地域を中心に、多数の家屋倒壊や大規模な土砂崩れなど、県内の広い範囲にわたり極めて甚大な被害が発生し、熊本県内においては今も終わりなき余震が続いている。

地震発生直後から、国をはじめ関係者の協力を得ながら、県を挙げて全力で対応してきたが、今後の復旧・復興事業には莫大な経費が生じることとなり、自主財源に乏しい熊本県や県内市町村は、危機的な財政状況に陥ることが懸念される。

県の基金は、5月補正予算までに災害対応のための災害救助基金及び災害基金が相次いで底をつき、さらに、熊本地震復旧等予備費（第1陣）に対応した6月補正予算により、財政調整用の基金（財政調整基金・県債管理基金・県有施設整備基金）も枯渇した。

しかも、今後も必要となる復旧・復興に向けた対応を踏まえると、到底、現行の国庫補助制度や地方財政制度の下では予算編成ができず、震災復興が行えない。また、市町村は県よりもさらに脆弱な財政基盤である。

今後、地方自治体が財政面で安心感をもって復旧・復興にしっかりと取り組んでいくためには、国による財政支援への明確な担保と長期的な支援が必要である。

よって、国におかれては、新たな補助制度の創設や補助率のかさ上げなどの財政措置及び地方負担分を極小化するための特別交付税の別枠措置など、東日本大震災を踏まえた財政負担等に係る特別な立法措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上、趣旨説明といたします。

○議長（田上更生君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。意見案第2号、平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書については、原案のとおり採択したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、後藤三治君ほか7名から提出されました、意見案第2号、平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書については、採択することに決定いたしました。

-----○-----

日程第4 意見案第3号 行政庁舎等再建についての国庫補助制度の創設を求める意見書について

○議長（田上更生君） 日程第4、意見案第3号、行政庁舎等再建についての国庫補助

制度の創設を求める意見書についてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

提出者、8番 本田生一君。

○8番（本田生一君） おはようございます。8番 本田です。

提出者を代表いたしまして、提案の趣旨説明を行います。

行政庁舎等再建についての国庫補助制度の創設を求めるため、関係各機関に意見書を提出するものであります。提出先としまして、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣ほか関係大臣であります。

それでは、意見書（案）を朗読して説明に代えさせていただきます。

平成28年熊本地震は、4月14日の前震と同16日の本震という2度にわたる激震と未だ続く余震によって、行政庁舎をはじめとした県及び市町村の施設・設備に大きな被害をもたらした。

今回の地震により、県・市町村の行政庁舎等は、あらゆる災害時に地域防災の要として機能し、人命救助や避難者支援など、防災対策の司令塔としての役割を果たさなければならないことが改めて明らかになった。そのためには、庁舎等は単なる復旧ではなく、地域にとって真に必要な防災拠点機能を併せ持った災害に強いものとする必要がある。

しかし、今後復旧・復興に莫大な費用が必要となる中、行政庁舎等の再建については、現行制度上、機能強化等を含め補助制度がないため、地方単独事業として実施する必要があり、災害に強い復旧・復興を進める上で大きな障壁となっている。

これらのことから、国におかれては、行政庁舎等の再建について、東日本大震災時の支援も踏まえ、躊躇なく災害復旧と防災機能の強化に取り組めるよう、下記事項について特別な措置を講じることを強く要望する。

- 1 行政庁舎等の再建において、応急工事や調査、仮設庁舎の建設も含めた国庫補助制度を創設すること。
  - 2 あらゆる災害において防災拠点機能を発揮できるよう、行政庁舎等の耐震化を含む拠点機能の充実等に要する費用について、国庫補助制度を創設すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上、趣旨説明といたします。

○議長（田上更生君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。意見案第3号、行政庁舎等再建についての国庫補助制度の創設を求める意見書については、原案のとおり採択したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、本田生一君ほか7名から提出されました、意見案第3号、行政庁舎等再建についての国庫補助制度の創設を求める意見書については、採択することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第5 付託案件の委員長報告並びに採決について

○議長（田上更生君） 日程第5、付託案件の委員長報告並びに採決についてを議題とします。

-----○-----

#### 議案第47号 高森町防災会議条例の一部改正について

議案第47号、高森町防災会議条例の一部改正については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 芹口誓彰君。

○総務常任委員長（芹口誓彰君） おはようございます。5番 芹口です。

総務常任委員会に付託されました、議案第47号、高森町防災会議条例の一部改正については、6月15日に委員会を開会し、総務課より佐藤課長、岩下課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け審議をいたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

以上、報告終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。  
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号、高森町防災  
会議条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第48号 高森町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正  
について

○議長（田上更生君） 議案第48号、高森町消防団員の定員、任免、給与、服務等に  
関する条例の一部改正については、総務常任委員会に付託してありましたので、委  
員長の報告を求めます。

総務常任委員長 芹口誓彰君。

○総務常任委員長（芹口誓彰君） 5番 芹口です。

それでは、総務常任委員会に付託されました議案第48号、高森町消防団員の定  
員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については、6月15日に委員会  
を開会し、総務課より佐藤課長、岩下課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に  
説明を受け審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。  
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号、高森町消防  
団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については、委員長の報

告のとおり可決されました。

-----○-----

**議案第49号 平成28年度高森町一般会計補正予算について**

○議長（田上更生君） ここで、議案第49号の高森町一般会計補正予算について、6月14日の質疑の中で町長より補足説明をしたいと申し出がっておりますので、許可いたします。

町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） おはようございます。

一般会計補正予算第3号の質疑に関しまして、3番 後藤三治議員さんからの御質疑がございました、高森東保育園の送迎タクシーの約1,000万弱の予算をやめたということに関して、初日に御質問がございました。流れといたしましては、保護者の意見を聞いたということが1点、そして、その中で最も要望が多かったのは、子ども医療費の窓口払い、この中で3月のその時点では、町内のお医者さんだけということになっておりましたが、山東部の保護者の方が、やはり山口医院さんを使われてる保護者さんが多いということで、町外ではありますが現物払い、要は何回も手間をかけずにお金を持って行かなくていいと、償還払いではなく現物払いで済むような措置を求めておられましたので、6月1日より開始をいたしております。そのことは、阿南課長のほうから御説明をさせていただきましたが、課が違うものですので、またがっていますもので、同時にそういうことをしっかりやったということと、東保育園等々含めまして、保護者さんから子どもの遊び場がないと、遊具がないということで、色見保育園で使用をいたしておりました遊具を、四つ移動をさせていただいたということと同時に、さらにペーパーでのアンケートを取りまして、そのアンケートに関しては、できることとできないことがございますけど、今後もできることはしっかりやってまいりたいというふうに思っております。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（田上更生君） それでは、議案第49号、平成28年度高森町一般会計補正予算については、各常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長 芹口誓彰君。

○総務常任委員長（芹口誓彰君） 5番 芹口です。

総務常任委員会に付託されました、議案第49号、平成28年度高森町一般会計補正予算については、6月15日に委員会を開会し、政策推進課より馬原課長、橋本審議員、定光課長補佐及び担当係長、たかもりポイントチャンネル事務局より東

局長及び担当係長、生活環境課より松本課長、田上審議員及び担当係長、総務課より佐藤課長、岩下課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受けまして審議をいたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（田上更生君） 文教厚生常任委員長 立山広滋君。

○文教厚生常任委員長（立山広滋君） おはようございます。6番 立山です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第49号、平成28年度高森町一般会計補正予算につきましては、6月15日に委員会を開催し、住民福祉課より安藤課長、高崎課長補佐及び担当係長、健康推進課より阿南課長及び担当係長、教育委員会事務局より佐藤教育長、阿部事務局長、堺審議員、後藤事務局次長及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 建設経済常任委員長 後藤三治君。

○建設経済常任委員長（後藤三治君） 3番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第49号、平成28年度高森町一般会計補正予算につきましては、6月16日に委員会を開催し、農林政策課より後藤課長、古澤審議員及び担当係長、建設課より沼田課長、野尻課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定をいたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 各常任委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、各委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号、平成28年

度高森町一般会計補正予算については、各委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第6 特別委員長報告について

○議長（田上更生君） 日程第6、特別委員長報告についてを議題とします。

特別委員長の報告を求めます。

地方創生特別委員長 森田勝君。

○地方創生特別委員長（森田 勝君） おはようございます。7番 森田です。

地方創生特別委員会から報告いたします。

その前に、今回被災された皆さまにおかれましては、お見舞い申し上げますと共に、一刻も早い復旧・復興を願っています。

それでは報告いたします。4月に発生しました熊本地震の影響により、全ての事業が一時的ではありますが、停滞しているのが現状であります。今後、事業を再開するとのことであり、事業実施後にも地方創生特別委員会において、検証及び協議することといたします。

以上、報告いたします。

○議長（田上更生君） 災害対策特別委員長 本田生一君。

○災害対策特別委員長（本田生一君） 8番 本田です。

今定例会におきまして、降灰対策特別委員会が廃止になっております。新たに災害対策特別委員会が設置されました。本会議終了後、14日委員会を開催され、今議長から報告があつておりますけれども、委員長に不肖私本田、そして副委員長に後藤三治議員が決定をいたしております。

平成24年の北部豪雨災害、今回の熊本大地震によって、県内の広範囲にわたり甚大な被害をもたらしました。被災者の皆さま方に心からお見舞いを申し上げます。

なお、高森町においては最小限の被害ではなかったかと思っておりますけれども、町民の皆さま方の家族、御親族等被害に遭われた方もたくさんおられると思います。重ねてお見舞いを申し上げます。

このような災害が発生しないよう、私願っておりますけれども、現在の気象条件の中では、いつ何時何が起きるか分からない状況であります。こういった災害時におきましては、議員各位の皆さま方、また役場職員等の皆さま方の協力を得ながら対応してまいりたいと思います。

以上、終わります。

○議長（田上更生君） 議会広報特別委員長 興柁壽一君。



○議会広報特別委員長（興梶壽一君） おはようございます。4番 興梶です。

議会広報特別委員会の報告をいたします。議会広報特別委員会は、6月16日に開催し、議会広報「絆」63号発行について、内容やスケジュールについて協議を行いました。

内容につきましては、6月定例会初日の質疑、平成28年度の一般会計補正予算を中心として取り上げ、住民の皆さまに分かりやすくお知らせする予定です。今回は、7月下旬発送を目標としておりますので、議員各位の御理解と御協力をお願いいたします。

以上、議会広報特別委員会の報告とさせていただきます。

○議長（田上更生君） 以上で特別委員長の報告を終わります。

-----○-----

#### 日程第7 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（田上更生君） 日程第7、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各常任委員長並びに議会運営委員長から、所管事務及び所掌事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があっております。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

-----○-----

○議長（田上更生君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

ここで、6月末日をもって総務省に帰省されます生活推進課の定光貴史課長補佐より御挨拶をお願いしたいと思います。定光貴史課長補佐よろしくお願ひいたします。

○政策推進課課長補佐（定光貴史君） おはようございます。貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。政策推進課課長補佐の定光です。

議長から御紹介ありましたとおり、6月30日が高森町を退職しまして、7月1日付で出向元の総務省のほうに帰ることになりました。私は平成26年8月に高森町に着任しまして、最初は初めての地方出向でして、どうなることだろうと戸惑っ

ていましたけれども、過ぎてみると2年間あっという間だったなと思っております。また、2年という短い間ですけれども、この期間の間にいろんなことを経験させてもらったなというところが率直な感想です。特に阿蘇中岳の噴火であったり、先般の熊本地震と、立て続けて災害を経験いたしまして、自然の驚異であったり、現場対応の困難さということをも身をもって知りました。

さて本日、この場で御挨拶するに当たりまして、主に担当させていただきました地方創生についてお話しさせていただければと思います。ご存じのとおり地方創生というのは、東京の一極集中を是正して、地方の人口減少に歯止めをかけ、日本全体の活力を上げることを目的とした国の施策です。高森町におきましても他の自治体同様に、今後45年間を見通した人口ビジョンの策定と、直近の5年間に行うことを記した総合戦略というものを作成させていただきました。特に人口ビジョンの作成において、今後の人口動態といったところを予測をデータに基づいてしたところ、44年後、2060年には町の人口というのは今の半分以下、3,000人を下回るといったようなデータがあります。この予測を覆すためには、今動くことが重要だと思っております。地方創生の名のもとに様々な事業を行わせていただきましたけれども、行政だけで完結するような事業というのは、なかなか効果が出にくいんだと、事業者であったり、住民であったりをうまく巻き込んでいくような事業こそが、地方創生において最も大事なことなんだといったところに気付きました。

そこで今年度、先ほど地方創生特別委員長からもありましたけれども、事業が地震の影響で止まっておりましたが、今年度は高森の特産品を事業者間のコラボレーションによりつくり出し、高森のブランド商品として大々的に売り出していく事業であったり、新しく設立する町づくり会社「一般社団法人TAKAraMORI」の取り組みを通じてさまざまな企画であったり、地域の売り込み、稼げる地域づくりなどを行う事業等を計画しております。いずれの事業におきましても、事業者、住民の協力なくしては成功しない事業だと思っておりますので、議員の皆さまにおかれましても、御理解、御協力をいただければと思っております。

高森町の任期は残り1週間ちょっととなりましたけれども、町での経験を活かして、これからは国のほうで地域の住民のためになるような事業、施策というものをやっていければと思っております。総務省に戻りましても高森町のことは忘れませんので、何かございましたら何なりとお申し付けください。2年間という短い間でしたけれども、本当にありがとうございました。

(拍手)

○議長（田上更生君） 定光補佐ありがとうございました。今後の益々の御活躍をご祈念を申し上げておきます。

それでは、最後に私のほうから御挨拶申し上げます。

6月14日から4日間という短い6月の定例会でございました。熊本地震後2カ月過ぎましたけれども、なお余震に不安を感じながらの生活の中でございます。今回、議会のほうも4日間という短い期間でございましたけれども、一般質問等がございませんでした。住民からもいろんな声が私のところにも入っております。こういうときだからこそ一般質問等をやるべきじゃなかったのかという御意見等もありますけれども、議会議員のほうも、被害は高森町少のうございましたけれども、地元のいろんな対応というようなことで、調査、検証する期間がなかった、準備をする期間がなかったということで、議員の皆さん方が今回は間に合わなかったという部分、それからもう一つは、職員の皆さん方にも地震等の対応によりまして、日常の業務等の進行が遅れていたというような部分も議会議員の皆さん方の声もお伺いをいたしました。これから後の9月議会等において、なお活発な質疑応答なり、一般質問なりを展開をさせていただきたいというふうに思っております。

今回の地震におきましては、非常に、町長以下執行部、役場職員の皆さん方のいろいろな住民の安心安全のために、寝る時間を惜しんでといたしますか、寝る時間もないような対応をされましたことに対しましては、議会といたしましても本当に心からの敬意と感謝を申し上げたいというふうに思います。

なお、まだ余震等もつづくというようなことで、またその後に地震の影響の中、今度、梅雨に入りまして、大雨等で土砂崩れあるいは水害等も災害等も予測されます。なおまた、そういう部分の中で職員の皆さん方には緊張する時間というのが継続されてくるかというふうに思いますけれども、どうぞまた、皆さん方もぜひ、いつ自分がその被災者になったりというようなこともございます。職員の皆さん方、本当に自分たちの被災の状況も隠すような状態の中で、住民の皆さん方の安心安全に努められたというふうに思っております。一番高齢化が進む中で、役場は行政機関への期待といえば非常に大きいわけでございます。地域の町内の中にも、自主防災組織がほとんどの地域において設置をされまして、自助共助という中で地域の中で、非常に自分の命は自分で守る、地域ことは地域でやれることはやるという意識が、少しずつではありますけれども高まっております。その中にまた公助という中で行政機関への期待等もありますので、どうぞ職員の皆さま方もこれからも健康に十分御留意いただきまして、住民の付託安心安全のためにお応えいただきたい

というふうに思います。

大変おこがましいような御挨拶をさせていただきましたけれども、どうぞよろしくお願いを申し上げまして、私の御挨拶に代えさせていただきます。

-----○-----

○議長（田上更生君） それでは会議を閉じます。

平成28年第2回高森町議会定例会を閉会いたします。

どうも、お疲れさまでございました。

-----○-----

閉会 午前10時40分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録  
平成28年第2回定例会

平成28年6月発行

発行人 高森町議会議長 田上更生

編集人 高森町議会事務局長 佐藤幸一

作成 株式会社アクセス

電話(096)372-1010

---

高森町議会事務局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168

電話(0967)62-1111